

協議第 7 号

議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員の定数及び任期の取扱いについて提案する。

平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い
<p>厚田村及び浜益村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、石狩市の議会議員の残任期間に限り、引き続き石狩市の議会議員として在任するものとする。</p>	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	6	議会議員の定数及び任期の取扱い	所 管	議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会
調整の内容	厚田村及び浜益村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、石狩市の議会議員の残任期間に限り、引き続き石狩市の議会議員として在任するものとする。			

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	合 計
条 例 定 数	26人	12人	12人	50人
現 在 の 議 員 数	26人	12人	12人	50人
現 在 の 任 期	平成15年5月11日～ 平成19年5月10日	平成15年5月1日～ 平成19年4月30日	平成13年1月20日～ 平成17年1月19日	

平成16年6月30日現在

新市の議員定数に在任特例を適用する理由

次の理由により、新市の議員定数に在任特例（５０人）を適用する。

1 合併当初における地域住民の不安解消

編入となる２村地域の住民の声を確実に新市に反映することができることから、合併当初における２村地域の住民の不安を解消することが可能となること。

2 円滑な新市への移行

編入となる２村地域の実情を熟知している議員が、新市議会に参加することにより、合併当初における新市としての一体性の確保が図られ、円滑な新市への移行が可能となること。

3 新市建設計画の予算審議への参加

新市建設計画を判断材料として２村の議会が合併承認の議決を行うことから、合併当初における新市建設計画の予算審議に２村の議会議員が参加することで、その実行を確認できること。

4 新市における調整事項への参加

合併協議において、新市で検討・調整しなければならない事項が相当数あることから、現在、合併を検討している２村の議員が、合併当初における新市の議会議論に参加することが適当であること。

5 条例定数の維持による合併効果の確保（平成１７年１０月１日合併を想定）

本合併は、編入合併であり、在任特例の期間終了後、編入する石狩市の条例定数（２６人）に戻ることから、合併に伴い条例定数を増加させる場合（３０人）と比較すると、合併後１年８月の短期間で議員報酬は逆転し、在任特例適用の場合の方が財政負担は少なく、また、累積報酬額においても合併後９年で逆転し、在任特例適用の場合の方が、合併の人件費削減効果は大きくなること。

6 合併前の議員報酬の適用による経費節減

５の事例において、在任特例の期間に３市村の現行報酬額を適用する場合は、累積報酬額が合併後５年で逆転し、在任特例による人件費削減効果は更に大きくなること。

7 合併時の選挙未実施による経費節減

合併に伴い条例定数を増加させる場合（３０人）は、合併時に増員選挙の実施が必要となるが、在任特例を適用した場合は、選挙実施の必要がなく経費節減となること。

参考：市町村の合併の特例に関する法律（議会議員の定数関係）

（議会の議員の定数に関する特例）

- 第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上2人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項（市町村の議会の議員の選挙区）」とあるのは、「第15条第6項（市町村の議会の議員の選挙区）若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項（編入合併の際の議会の議員の選挙区）」とする。
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。